

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 4 号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成12年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に伴う災害による保険料の減免手続の特例）

第23条 令和6年能登半島地震に伴う災害により、第12条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和5年度1月分から3月分まで及び令和6年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和6年1月1日から令和7年3月31日までのものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日とする。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（令和6年能登半島地震に伴う保険料の減免手続の特例についての経過措置）

2. この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第12条第2項の規定により行った申請は、改正後の附則第23条に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同項の適用を受けた申請とみなす。